

# 臨時 登所・登園届 (保護者記入) R5.6改訂

この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみの適用とします

保育所(園)長宛

児童氏名

- ・登所(園)の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

該当疾患 に○	疾患名	登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること
	RSウイルス感染症	症状がでた日を0日目として、8日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること
	突発性発疹	解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性紅斑 (りんご病)	食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること
	ヘルパンギーナ	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	手足口病	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えば登園可 覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで(発症日: 月 日、解熱日: 月 日)

(医療機関名) ( 年 月 日受診)において上記疾患と診断されました。登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

## 【新型コロナウイルス】

- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する	発症日等の確認方法	
	該当に○	確認方法
発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快 <sup>※1</sup> 後1日を経過するまで 発症日 <sup>※2</sup> : 月 日 症状軽快日: 月 日	①	病院を受診 医療機関名 _____ ( 年 月 日受診)
※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。 ※2 発症日が不明の場合は陽性判明日を記入して下さい。	②	自身で抗原定性検査又はPCR検査を実施 _____ ( 年 月 日検査)

登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

年 月 日 保護者名

(自署)

(作成: 千葉市医師会)